

入札関係配布書類一覧表

調達物品名：生体情報モニタ

番号	様式等	部数等
1	入札説明書	1部
2	仕様書	1部
3	入札書	1葉
4	委任状	1葉
5	競争入札参加資格確認申請書 (競争入札参加資格者名簿搭載者用)	1葉
	競争入札参加資格審査申請書提出書 (競争入札参加資格者名簿未搭載者用)	1葉
6	競争入札に関する質問書	1葉

上記内容について、落丁等の有無を御確認ください。

山形県立中央病院

入札説明書

「生体情報モニタ」の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則という。」）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等

〒990-2292山形市大字青柳1800番地

山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 電話番号023(685)2623

2 入札の場所及び日時

入札に係る日程は、入札公告記載のとおりとする。

3 入札参加者の資格

(1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

4 入札参加資格の審査等

(1) 本件入札に参加を希望する者は、3の(1)に係る資格に関し競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては「競争入札参加資格確認申請書」を令和8年7月15日（水）午後1時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては「競争入札参加資格審査申請書提出書」及び「競争入札参加資格審査申請書」を同月6日（月）午後1時まで上記1に示す担当部局に提出すること。期日までに提出がない場合は、資格審査を終了できない場合があること。なお、当該申請等に係る用紙は入札説明書と併せて交付する。

(2) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

5 仕様等説明の照会先等

上記1に示す担当部局

別紙仕様書に関する照会は、競争入札に関する質問書（別紙様式第7号）により作成した文書でのみ受け付けるものとし、公告の日から令和8年7月3日（金）までの間、調達室で受け付ける。

質問に対する回答は、令和8年7月14日（火）までに文書（ファクシミリを含む。）で行うとともに、その回答書は当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、担当部局において閲覧に供する。

6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年7月23日（木）までに通知する。

7 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物品等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載し

た書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

8 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第3号）による。
- (2) 入札は持参によるものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記（3）の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、入札公告の「入札の場所及び日時」で定められた時までには、入札公告の「契約に関する事務を担当する部局等」に到達しなければならない。
- (5) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第4号による）を提出すること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しとともに、名刺又は入札権限に関する委任状（別紙様式第4号）及び印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。
ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (8) 入札価格には、輸送費、登録及び関税等通常取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- イ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- オ 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- カ 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札を契約担当者に提出した入札
- キ その他入札条件に違反した者のした入札

11 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。入

札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度入札に参加することはできない。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としな

い。

13 調達物品の検査

調達物品の検査方法等については、関係法令及び規則等に定めるもののほか、別紙仕様書に定めるところによる。

14 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の談合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。
なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、規則の規定による物件購入契約約款（昭和39年8月県告示第707号）による。
- (7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。